

令和3年12月3日

様

舞鶴市市長公室人事室

室長 三方 理江

内部通報調査・措置結果通知書

令和3年7月9日付けで受理した、あなたからの内部通報に係る調査及び措置の結果について、舞鶴市内部通報に関する要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

内部通報受理日	令和3年7月9日
調査の期間	令和3年7月21日～令和3年11月16日
調査の結果	通報対象事実の有・無 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 別紙のとおり
措置の内容	別紙のとおり
その他の	

第1 調査の結果

1 内部通報書別紙「2. (1)離脱物横領疑惑について」について

拾得物等の取扱いにおいて、ミズノグループが定める「拾得物取扱いマニュアル」を逸脱しているということについては、概ねマニュアルに沿った取扱いがなされていた。拾得金の警察への届出が1週間以内とされているところ、拾得した翌月に届ける取り扱いが確認されたが、これについては、原則として1週間以内としながらも、「具体的な保管から届出のサイクルは所轄警察署と相談して決めること」とマニュアルに記載されていることからマニュアルを逸脱しているとまではいえず、その事実は認定できなかった。

拾得金を修理物品等の購入や使用料等の日計の不足時の補填に充てているということについては、拾得金があった場合、警察へ届出されている実例もあり、その事実は確認できなかった。缶に入っている現金について、この缶は京都国体の時から引き継がれているものであると話す関係者もあり、缶に入っている現金がどのようなお金なのかは不明であること、この缶に拾得金を入れたという他の者も確認できないことから、缶に入っている現金が拾得金であると認定できず、拾得金を修理物品等の購入や使用料等の日計の不足時の補填に充てているという事実も認定できなかった。

2 内部通報書別紙「2. (3)個人情報暴露及び情報開示請求者への圧力」について

舞鶴市弓道協会の某氏が舞鶴市に対して行ったとされる行政文書開示請求及び請求の取り下げについて、行政文書開示請求の窓口となる総務課に確認したところ、平成31年3月に某氏が行政文書開示請求を行った、また同請求を取り下げたという記録は存在しなかった。また、某氏は、舞鶴市役所（スポーツ振興課）で弓道場の電気料に関する情報を尋ねたことが開示請求であり、スポーツ振興課長から、当該情報については市役所にデータがないため、舞鶴スポーツネットワークに尋ねるよう説明を受け、舞鶴スポーツネットワークから必要な情報を得たことをもって開示請求を取り下げたと認識していること、また、某氏には、スポーツ振興課長から開示請求の取り下げを強要されたという意識がないということを確認した。

某氏は、そもそも市に対して開示請求を行っておらず、舞鶴市が某氏に対して開示請求を取り下げるよう圧力をかけたという事実、スポーツ振興課長がスポーツ協会に対して某氏に請求を取り下げるよう圧力をかけたという事実、某氏が開示請求を行ったということをスポーツ振興課長やスポーツ協会事務局長が第三者や他の職員に暴露したという事実、いずれも認定できなかった。

第2 措置の内容

舞鶴市長は、11月26日、指定管理者である舞鶴スポーツネットワークに対し、舞鶴市文化公園体育館における拾得金等の管理について、より適切な取扱いとするため、次の2点について、改善を図られるようお願いした。

- 1 拾得金の取扱いにおいて、拾得金管理台帳が警察への提出書の控えをもって代えられている。「拾得物取扱いマニュアル」に基づいた取扱いに改善すること。
- 2 缶に入っている不明金（193円）を整理するとともに、小口現金の取扱いについて改善すること。